平成２８年（フ）第１０１号
静岡県沼津市下香貫馬場486番地の１　野田アパート
債務者　細野　久司
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
高知市神田1732番地48
債務者　辻松　誠治
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５８号
高知市神田292番地５　コーポラスアミー205
債務者　岡村　　歩
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６０号
高知市南御座８番15号
債務者　弘石　久美
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０２号
北海道千歳市住吉３丁目12番13号　スウィートハウス101号
債務者　島崎　健一
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３９号
札幌市白石区南郷通５丁目南１番３―406号
債務者　大江　武美
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４４号
札幌市豊平区平岸２条10丁目６番１―403号
債務者　工藤美和子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４９号
札幌市厚別区厚別町下野幌38番地18　厚別老人保健施設デイ・グリューネン
債務者　櫻井　政子
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６２号
札幌市東区北31条東１丁目６番26―707号
債務者　阿部　睦美
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９２号
群馬県伊勢崎市山王町2019番地11　センターハイツ202
債務者　中川　　章
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
群馬県高崎市上小鳥町197番地10
債務者　前島　史典（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６３号
群馬県高崎市並榎町163番地　サーパス並榎101号
債務者　稲沢　吉浩
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６２号
千葉県市川市原木１丁目３番１―311号（原木中山ファミールハイツ）
債務者　真高　良一
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６３号
千葉県市川市原木１丁目３番１―311号（原木中山ファミールハイツ）
債務者　真高　啓子
１　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
京都市右京区西院矢掛町14番地　春日マンション102号、前住所京都市上京区下長者町通裏門西入上る坤高町58番地
債務者　**𠮷**村　欣子
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
京都市北区大北山原谷乾町43番地22　タップハイツ416
債務者　彌益　優也
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
京都府長岡京市天神１丁目19番５号　プラチナ・シニアホーム京都長岡京320
債務者　岡田　清二
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係